

民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く」とあるのは「弁護士に限る」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。
（最高裁判所規則）

第十六条 この法律に定めるもののほか、承認援助手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 外国倒産処理手続の承認

（外国倒産処理手続の承認の申立て）

（外国倒産処理手続の承認の申立て）

第十七条 外国管財人等は、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がある場合には、裁判所に対し、当該外国倒産処理手続について、その承認の申立てをすることができる。

前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令に相当する判断（第二十二条第一項において「手続開始の判断」という。）がされる前であつても、することができる。

3 外国管財人等は、第一項の申立てをした場合には、裁判所の定めるところにより、当該申立てに係る外国倒産処理手続の進行状況その他の裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

4 裁判所は、承認援助手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、第一項の申立てをしてきた外国管財人等に対し、承認援助手続について弁護士の中から代理人を選任することを命ずることができる。
（破産手続開始等の申立て義務と外国倒産処理手続の承認の申立て）

第十八条 他の法律の規定により法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産手続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、外国倒産処理手続の申立てをすることが妨げない。
（疎明）

第十九条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所があることを疎明しなければならない。（費用の予納）

第二十条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国管財人等は、承認援助手続の費用の予納

用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

（外国倒産処理手続の承認の条件）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却しなければならない。

一 承認援助手続の費用の予納がないとき。

二 当該外国倒産処理手続において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。

三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

四 当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をする必要がないことが明らかであるとき。

五 外国管財人等が第十七条第三項の規定に違反したとき。ただし、その違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

六 不當な目的で申立てがされたことその他の申立てが誠実にされたものでないことが明らかであるとき。

（外国倒産処理手続の承認の決定）

第二十二条 裁判所は、第十七条第一項に規定する要件を満たす外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、当該外国倒産処理手続につき手続開始の判断がされたときは、前条第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定によりこれを棄却する場合を除き、外国倒産処理手続の承認の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。

（外国倒産処理手続の承認の公告等）

第二十三条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定をしたときは、直ちに、当該決定の主文を公告しなければならない。

2 外国倒産処理手続の承認の決定があつた場合には、裁判所書記官は、前項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

3 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、外国管財人等に記録を送達しなければならない。

4 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、次条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項又は第二項の規定による処分、第二十七一条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十八条第一項の規定による禁止の命令及び第三十二条第一項の規定による処分は、その効力を失う。

5 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しても、即時抗告をすることができる。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しても、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書（第十五条において準用する民事訴訟法第二百五十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十五条において準用する同法第二百五十三条第二

あつた場合における保全管理人についても、同様とする。

4 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分（以下「強制執行等」という。）の手続で、債務者の財産（日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）に対して既にされている場合を含む。）の規定による通知が既にされてい

る者については、この限りでない。

二 債務者の財産に関する訴訟手続

三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているものの手続

四 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定を下す前であっても、前項の規定による中止の命令を立てることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

5 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を立てる決定があつたときは、それがされた場合には、当該申立てについて決定を下す前であっても、前項の規定による中止の命令を立てることができる。若しくは承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

6 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がない場合に限る。）若しくは承認の申立てを立てる又は職権で、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第一項又は第二項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ぜることができる。ただし、同項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しがつ後に限る。

7 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者（

関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分（以下「強制執行等」という。）の手続で、債務者の財

産（日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）に対して既にされている場合を含む。）の規定による通知が既にされてい

る者については、この限りでない。

二 債務者の財産に関する訴訟手続

三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているものの手続

四 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定を下す前であっても、前項の規定による中止の命令を立てることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

5 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を立てる決定があつたときは、同様とする。

6 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者（

関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分（以下「強制執行等」という。）の手続で、債務者の財

産（日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）に対して既にされている場合を含む。）の規定による通知が既にされてい

る者については、この限りでない。

二 債務者の財産に関する訴訟手続

三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているものの手続

四 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定を下す前であっても、前項の規定による中止の命令を立てることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

5 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を立てる決定があつたときは、同様とする。

6 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者（

関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分（以下「強制執行等」という。）の手続で、債務者の財

産（日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）に対して既にされている場合を含む。）の規定による通知が既にされてい

る者については、この限りでない。

二 債務者の財産に関する訴訟手続

三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているものの手続

四 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定を下す前であっても、前項の規定による中止の命令を立てることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

5 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を立てる決定があつたときは、同様とする。

6 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者（

関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができる。

一 強制執行、仮差押え又は仮処分（以下「強制執行等」という。）の手続で、債務者の財

産（日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）に対して既にされている場合を含む。）の規定による通知が既にされてい

る者については、この限りでない。

二 債務者の財産に関する訴訟手続

三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているものの手続

四 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定を下す前であっても、前項の規定による中止の命令を立てることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときは、同様とする。

5 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を立てる決定があつたときは、同様とする。

6 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者（

項の規定によりファイルに記録されたものをいいう。(以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

9 第二十三条第四項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があった旨を通知しなければならない。ただし、同条第四項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

(処分の禁止、弁済の禁止その他の処分)

第二十六条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の申立てににより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に關し、処分の禁止を命ずる处分、弁済の禁止を命ずる処分その他の処分をすることができる。

裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であつても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対しても、第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

前項の規定による処分をすることができる。前項の規定による処分は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。

裁判所は、第一項又は第二項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

裁判所が第一項又は第二項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させることをするの禁止を命ずる処分をした場合には、債権者は、承認援助手続の関係においては、当該処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の當時、当該処分がされたことを知つていたときに限る。

前条第六項から第八項までの規定は第一項又は第二項の規定による処分及び第四項の規定による決定について、同条第八項の規定はこの項において準用する同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

(担保権の実行手続等の中止命令)

第二十七条 裁判所は、債務者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行

手続の申立てに不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に對して既にされている担保権の実行の手續又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であつても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対しても、第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を発する場合には、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立ての意見を聽かなければならぬ。

第一項又は第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立てに限り、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

強制執行等禁止命令、第三項の規定による決定期間及び前項の規定による取消しの命令に対しは、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

強制執行等禁止命令が発せられたときは、債務者に対する債権(当該命令により強制執行等が禁止されているものに限る。)については、当該命令が効力を失つた日の翌日から二月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(強制執行等禁止命令の発せられた場合は、その主文を公告し、かつ、その電子裁判書を外國管財人等、承認管財人及び申立て人に送達しなければならない。

第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があつた場合については、その規定による中止の命令があつた場合について

これが強制執行等を禁止の命令の対象から除外することができる。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「強制執行等禁止命令」という。)が発せられた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

3 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

4 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

7 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その規定による中止の命令があつた場合について

5 前条第四項の規定による取消しの命令及び第五項の即時抗告についての裁判(強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合においては、強制執行等禁止命令を発した場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「強制執行等禁止命令」という。)が発せられた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 第三十一条 裁判所は、強制執行等の申立てに不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に対する強制執行等禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合には、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等をすることができる。強制執行等禁止命令が発せられる前に当該債権者がした強制執行等の手続は、続行する。

4 第三十一条第一項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十八条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失つた日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

5 第一項の申立てについての裁判に対する第二十八条规定の適用については、同項中「当該命令が効力を失つた日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

6 第一項の申立てについての裁判に対する第二十八条规定の適用については、同項中「当該命令が効力を失つた日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

7 第一項の申立てについての裁判に対する第二十八条规定の適用については、同項中「当該命令が効力を失つた日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

8 第二十九条 強制執行等禁止命令(当該命令により強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、強制執行等禁止命令の決定があつた場合に限る。)については、その主文を公告し、かつ、その電子裁判書を外國管財人等、承認管財人及び申立て人に送達しなければならない。

第二十九条 強制執行等禁止命令(当該命令により強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、強制執行等禁止命令の決定があつた場合に限る。)については、その主文を公告し、かつ、その電子裁判書を外國管財人等、承認管財人及び申立て人に送達しなければならない。

第一項の規定による中止の命令があつた場合について

二 第六十二条第一項の規定により中止した外国従手続の承認援助手続があるとき。裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

三 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(管理命令) 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、承認管財人による管理を命ずる处分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「管理命令」という。）をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の承認管財人を選任しなければならない。

3 法人は、承認管財人となることができる。

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(管理命令に関する公告及び送達等) 裁判所は、管理命令を発したときは、次に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。

二 債務者の財産（日本国内にあるものに限る。）の持株者及び債務者に対する債務（日本国内にある債権に係るものに限る。）を負担する者（第六項において「財産所持者等」という。）は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨

3 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 管理命令及びこれと変更し、又は取り消す旨の決定は、承認管財人に對する電子裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

6 管理命令が発せられた場合には第一項に掲げる事項を、第三項の決定があつた場合には第二項に掲げる事項を、第八条第四項の規定は、管理命令に關し公告及び送達をしなければならない場合については、債務者に適用しない。

(承認管財人の権限) 第三十四条 管理命令が発せられた場合には、債務者に對する許可及び送達をしなければならない場合には、債務者に適用しない。

7 第八条第四項の規定は、管理命令に關し公告及び送達をしなければならない場合については、債務者に適用しない。

(承認管財人の権限) 第三十五条 承認管財人が債務者の日本国内にあらる財産の处分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれないと認める場合には、即時抗告をすることができる。

3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に對抗することができない。

(管理命令が発せられた場合の債務者の財産関係の訴えの取扱い) 第三十六条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴えについては、承認管財人を原告又は被告とする。

2 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における財産に関する訴訟手続で債務者が当事者であるものは中断する。

3 前項の規定により中断した訴訟手続は、承認管財人においてこれを受け継ぐことができる。

4 第二項の規定により中断した訴訟手続について前項の規定による受継があるまでに管理命令が効力を失つたときは、債務者は、当該訴訟手続を当然に受継する。

5 第二項の規定により中断した訴訟手続について第三項の規定による受継がされた後に管理命令が効力を失つたときは、当該訴訟手続は、中止する。

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であつた者について準用する。

3 承認管財人は、その職務を行うため必要があるときは、債務者の子会社等（次の各号に掲げるとき）は、債務者の子会社等（次の各号に掲げるとき）を

6 前項の場合においては、債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合には、受継の申立ては、相手方もすることができる。

(行政府に係属する事件の取扱い) 第三十七条 前条第二項から第六項までの規定は、債務者の日本国内にある財産に関する事件で管理命令が発せられた當時行政府に係属するものについて準用する。

(承認管財人に對する監督等) 第三十八条 承認管財人は、裁判所が監督する重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、承認管財人を解任することができる。この場合においては、その承認管財人を審尋しなければならない。

(数人の承認管財人の職務執行) 第三十九条 承認管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

2 承認管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に對してすれば足りる。

(承認管財人代理) 第四十条 承認管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の承認管財人代理を選任することができる。

2 前項の承認管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

3 第三十五条の規定は、承認管財人代理について準用する。

(承認管財人による調査) 第四一条 承認管財人は、次に掲げる者に対し債務者の日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

1 債務者の代理人

2 債務者の代理役、執行役、監事、監査役及び清算人

3 債務者の従業者（第一号に掲げる者を除く。）

4 第二項の規定により中断した訴訟手続について前項の規定による受継があるまでに管理命令が効力を失つたときは、債務者は、当該訴訟手続を当然に受継する。

5 第二項の規定により中断した訴訟手続について第三項の規定による受継がされた後に管理命令が効力を失つたときは、当該訴訟手続は、中止する。

2 前項の規定は、同項各号（第一号を除く。）に掲げる者であつた者について準用する。

3 承認管財人は、その職務を行うため必要があるときは、債務者の子会社等（次の各号に掲げるとき）を

4 第一項又は第二項の規定による決定及び同項の申立てを却下する裁判に對しては、外国管財人等又は承認管財人は、即時抗告をすることができる。

<p>5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。</p> <p>第四十四条 承認管財人は、債務者にあてた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。</p> <p>2 傾向者は、承認管財人が受け取った前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等で債務者の日本国内にある財産に関するものとの交付を求めることができる。</p> <p>(承認管財人の注意義務)</p>	<p>5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。</p> <p>第四十五条 承認管財人は、善良な管理者の注意をもつて、その職務を行わなければならない。</p> <p>2 承認管財人が前項の注意を怠ったときは、その承認管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害賠償する責めに任ずる。</p> <p>(承認管財人の報告義務)</p>
---	--

<p>第四十六条 承認管財人は、裁判所の定めるところにより、債務者の日本国内における業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。</p> <p>(承認管財人の行為に対する制限)</p>	<p>第四十七条 承認管財人は、裁判所の許可を得なければ、債務者の財産を譲り受け、債務者に対して自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために債務者と取引をすることができない。</p> <p>2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対応することができない。</p> <p>(管理命令後の債務者の行為等)</p>
---	---

<p>第四十八条 承認管財人が管理及び処分をする権利を有する債務者の財産に関して、債務者が管理制度令が発せられた後にした法律行為は、承認援手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、相手方がその行為の当時管理制度令が発せられた事実を知らないときは、この限りでない。</p> <p>2 日本国にある債権について、管理制度令が発せられた後に、その事実を知らないで日本国内において債務者にした弁済は、承認援手続の関係においても、その効力を主張することができる。</p> <p>3 前項の債権について、管理制度令が発せられた後に、その事実を知って日本国内において債務者にした弁済は、承認管財人が管理制度及び処分をする権利を有する財産が受けた利益の限度においてのみ、承認援手続の関係において、その効力を主張することができる。</p>	<p>第四十九条 承認管財人及び承認管財人代理は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。ただし、外国管財人である者については、この限りでない。</p> <p>(承認管財人の報酬等)</p>

<p>第五十条 承認管財人の任務が終了した場合には、承認管財人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。</p> <p>(任務終了の場合の報告義務等)</p>	<p>2 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(即時抗告)</p>

<p>第五十一条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めることは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該外国倒産処理手続の承認の申立てにつき決定があるまでの間債務者の日本国内における業務及び財産に関する規定の保全管理人等への管理を命ぜる処分をすることができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の処分(以下「保全管理命令」という)をする場合には、当該保全管理命令</p>	<p>3 命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。</p> <p>4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。ただし、その公告後においてはその事実を知らなかつたものと推定したものと推定する。</p>
--	--

第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

第六十四条 第六十二条第二項又は前条第一項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による他の外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。

第六章 罰則

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第六十五条 第四十一條第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これららの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十一條第一項第二号から第五号までに掲げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者(以下この項において「報告義務者」という。)の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。)が、その報告義務者の業務に関し、同条第一項又は同条第二項において準用する同条第一項(これららの規定を第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

3 第四十二条第三項に規定する債務者の子会社等(同条第四項の規定により債務者の子会社等とみなされるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者等が、その債務者の子会社等の業務に関し、同条第三項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

第六十六条 偽計又は威力を用いて、承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁(承認管財人等に対する職務妨害の罪)

第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(中止した承認援助手続の失效)

規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による他の外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。

刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(取締罪)

第六十七条 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理(次項において「承認管財人等」という。)が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その承認管財人等が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

3 承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、承認管財人又は保全管理人の職務を行ふその役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十七条の罪は、刑法第四条の例に従う。

(両罰規定)

第七十条 第六十六条及び第六十八条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

(国外犯)

3 承認管財人又は保全管理人が法人である場合において、承認管財人又は保全管理人の職務を行ふその役員又は職員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六十七条の罪は、刑法第四条の例に従う。

(両罰規定)

第七十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第六十五条(第一項を除く。)、第六十六条、第六十八条又は第六十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(附則) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成一四年五月二九日法律第四号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成一四年七月三一日法律第九号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成一四年八月一日法律第十三号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) (平成一六年六月二日法律第七十六号)

(施行期日)

1 第二章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定

(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとされた

(附則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお從前の例によることとされる

(罰則に関する経過措置)

場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律に規定するもののほか、公

社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

場合において、債務者がこれに違反する行為をしたときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律に規定するもののほか、公

社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前にされた第三条の規定による改

正前の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第十七条第一項の規定による外国倒産処理手続の承認の申立てに係る承認援助事件については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十五条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(政令への委任)

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

(政令への委任)

附 則 (平成一三年六月二四日法律第七〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(政令への委任)

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百五十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百一十五条の規定公布の日

(政令への委任)

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

(政令への委任)

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十

(政令への委任)

条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第四十条の改正規定(「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る)、附則八十七条、第九十三条、第九十六条及び第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三十三条の規定並びに附則第一百八十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(「第八十七条」の下に、「第八十七条の二」を加える部分に限る)、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定

(政令への委任)

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

(政令への委任)

三 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十

(政令への委任)

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十

(政令への委任)

五 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十

条の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第四项の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十五条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定(公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日)